根室市選挙管理委員会告示第　６　号

令和５年４月９日執行の北海道知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示しておくことができる期間は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４４条の２第１項第５号の規定により、下記のとおりである。

令和５年３月１日

根室市選挙管理委員会
委員長　袴　谷　良　憲

記

１．掲示できる期間　　令和５年３月２３日から
令和５年４月　９日まで